

介 護 サ ー ビ ス 事 業 者 表
自 主 点 検 表

(令和8年6月版)

療養通所介護

事業所番号

事業所の名称

〒

事業所の所在地

電話番号

開設法人の名称

開設法人の代表者名

管理者名

記入者名

記入年月日

令和 年 月 日

介護サービス事業者自主点検表の作成について

1 趣 旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

そこで市では、介護サービス事業者ごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設等指導指針のうちの主眼事項着眼点を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、市が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

2 実施方法

- (1) 毎年定期的実施するとともに、事業所への運営指導が行われるときは、他の関係書類とともに、市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。
- (2) 複数の職員で検討のうえ点検してください。
- (3) 点検結果については、実施後2年間の保管をお願いします。
- (4) 「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲ってください。
- (5) **判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。（判定欄にあらかじめ「事例なし」等の選択肢が記載されている場合もあります。）**

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

「条例」	春日部市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月14日条例第30号）
「指定等に関する規則」	春日部市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成18年3月31日規則第32号）
「法」	介護保険法（平成9年法律第123号）
「施行規則」	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
「平18 厚労令34」	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）
「平18 厚労令36」	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）
「平18-0331004 号」	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331004号）
「留意事項」	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長名通知）
「平18厚告126」	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）
「平27厚告95」	厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）

介護サービス事業者自主点検表 目次

第1	基本方針	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2	人員に関する基準	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第3	設備に関する基準	・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第4	運営に関する基準	・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第5	変更の届出等	・・・・・・・・・・・・・・・・	33
第6	介護給付費関係	・・・・・・・・・・・・・・・・	34
第7	その他	・・・・・・・・・・・・・・・・	44

自主点検シート(療養通所介護)			
自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
第1 基本方針			
1 一般原則	① 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。	いる・いない	法第78条の3第1項 条例第3条第1項
	② 事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービス提供する者との連携に努めていますか。	いる・いない	条例第3条第2項
	③ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。	いる・いない	条例第3条第3項
	④ 地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。	いる・いない	条例第3条第4項
	※ 介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければなりません。 この場合において「科学的介護情報システム(LIFE: Long-termcare Information system For Evidence)」に情報を提供し、情報及びフィードバック情報を活用することが望ましいです。		
2 基本方針	療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持または向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図っていますか。	いる・いない	条例第59条の22第1項
	療養通所介護の事業を行う者(以下「療養通所介護事業者」という。)は、療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者(指定訪問看護事業者又は健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。)等との密接な連携に努めていますか。	いる・いない	条例第59条の22第2項

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
第2 人員に関する基準			
	<p>※ 「常勤換算方法」(用語の定義) 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数となります。</p> <p>ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第13条第1項に規定する措置(母性健康管理措置)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける労働時間の短縮措置(育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置)が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とします。</p> <p>※ 「勤務延時間数」(用語の定義) 勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間(待機の時間を含む。)として明確に位置付けられている時間の合計数とします。なお、従業者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限としてください。</p> <p>※ 「常勤」(用語の定義) 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間(週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。)に達していることをいうものです。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とします。</p> <p>同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所(同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む)の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。</p> <p>例えば、1の事業者によって行われる訪問介護事業所と居宅介護支援事業所が併設されている場合、訪問介護事業所の管理者と居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすことになります。</p>		<p>平18-0331004号 第2-2(1)</p> <p>平18-0331004号 第2-2(2)</p> <p>平18-0331004号 第2-2(3)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	<p>また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法第65条に規定する休業(産前産後休業)、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業(育児休業)、同条第2号に規定する介護休業(介護休業。)、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業(育児休業に準ずる休業)を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能とします。</p> <p>※ 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」(用語の定義) 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従事者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。</p>		平18-0331004号第2-2(4)
3 従業者の員数	<p>① 療養通所介護事業者が療養通所介護事業所ごとに置くべき療養通所介護の提供に当たる介護職員又は看護職員(以下「療養通所介護事業者」という。)の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上としていますか。</p> <p>※ 療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員の員数は、利用者2人の場合は1.3人以上、3人の場合は2人以上、5人の場合は3.3人以上を確保する必要がある、このような体制が確保できるよう職員配置することとする。なお、小数点以下の端数が生じる場合があるが、これはサービス提供時間のうち職員が専従すべき時間の割合を示したものである。</p> <p>② 療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら療養通所介護の職務に従事する者としていますか。</p> <p>※ 常勤の看護師は、専ら療養通所介護の職務に従事する者を1人以上確保することとされているが、複数の看護師が交代で従事することにより必要数を確保することも認められる。ただし、利用者がサービス提供にあたり常時看護師による観察が必要な状態であることから、同一の看護師ができるだけ長時間継続して利用者の状態を観察することが望ましく、従事する看護師が頻回に交代する体制は望ましくない。</p> <p>※ 療養通所介護計画に位置づけられた内容の療養通所介護を行うのに要する時間が異なる利用者が同一の日に混在する場合、必要な療養通所介護従業者の員数は、利用者ごとの利用時間数の合計値を1.5で除して得られる数以上の時間勤務するのに必要と認められる数以上となる。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の23第1項</p> <p>平18-0331004号第3-二の二-5(2)①イ</p> <p>条例第59条の23第2項</p> <p>平18-0331004号第3-二の二-5(2)①ロ</p> <p>平18-0331004号第3-二の二-5(2)①ハ</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
4 管理者	<p>① 療養通所介護事業者は、療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。</p> <p>※ 以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。 ア 当該事業所の看護職員としての職務に従事する場合 イ 同一の事業所によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該療養通所介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を随時かつ適切に把握でき、職員及び業務に関し、一元的な管理及び指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所等の管理者または従業者としての職務に従事する場合(この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設における看護業務(管理業務を含む。)と兼務する場合(施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。)、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該療養通所介護事業所に駆けつけることができない体制となっている場合などは、管理者の業務に支障があると考えられる。)</p>	いる・いない	<p>条例第59条の24第1項</p> <p>平18-0331004号 第3-二の二-5(2)②イ</p>
	<p>② 療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。</p> <p>※ 管理者は、管理者としてふさわしいと認められる看護師であって、保健師助産師看護師法第14条第3項の規定により看護師の業務の停止を命ぜられ、業務停止の期間終了後2年を経過しないものに該当しないものであること。</p>	いる・いない	<p>条例第59条の24第2項</p> <p>平18-0331004号 第3-二の二-5(2)②ロ</p>
	<p>③ 療養通所介護事業所の管理者は、適切な療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。</p> <p>※ 管理者は、訪問看護に従事した経験のある者でなければならない。さらに、管理者としての資質を確保するために関連機関が提供する研修等を受講していることが望ましい。</p>	いる・いない	<p>条例第59条の24第3項</p> <p>平18-0331004号 第3-二の二-5(2)②ハ</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
第3 設備に関する基準			
5 利用定員	<p>療養通所介護事業所は、その利用定員（当該療養通所介護事業所において同時に療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を18人以下としていますか。</p> <p>※ 利用定員は、あらかじめ定めた利用者の数の上限をいうものであり、事業所の実情に応じて18人までの範囲で定めることとするものである。</p>	いる・いない	<p>条例第59条の25</p> <p>平18-0331004号第3-二の二-5(3)①</p>
6 設備及び備品等	<p>① 療養通所介護事業所は、療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備のその他の非常災害に際して必要な設備並びに療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。</p> <p>※ 療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋とは、利用者の状態を勘案して判断されるものであるが、利用者ごとの部屋の設置を求めるものではない。</p>	いる・いない	<p>条例第59条の26第1項</p> <p>平18-0331004号第3-二の二-5(3)②イ</p>
	<p>② 専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上としていますか。</p> <p>※ 専用の部屋の面積は、利用者1人につき6.4平方メートル以上であって、明確に区分され、他の部屋等から完全に遮蔽されていること。</p> <p>※ 専用の部屋の面積は、内法にて算出した面積としてください。</p>	いる・いない	<p>条例第59条の26第2項</p> <p>平18-0331004号第3-二の二-5(3)②ロ</p>
	<p>③ ①に掲げる設備は、もっぱら当該療養通所介護の事業の用に供するものとしていますか。 ただし、利用者に対する療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>※ 療養通所介護を行う設備は専用でなければなりません。当該サービスの提供に支障がない場合は、この限りではありません。例えば、利用者以外の者(重症心身障害児等)をサービスの提供に支障のない範囲で受け入れることが可能です。 ただし、この場合、利用者以外の者も利用者と同様に人員及び設備の基準を満たさなければなりません。具体的には、利用定員を9人として定めている場合には、利用者7人、利用者以外の者2人であれば、療養通所介護従業者の員数は、提供時間帯を通じて6人を確保するために必要な数とするとともに、利用者の数はすでに9人とみなされていることから、これを上限としなければなりません。</p>	いる・いない	<p>条例第59条の26第3項</p> <p>平18-0331004号第3-二の二-5(3)②ハ</p>
宿泊サービスを提供する場合	<p>④ ③のただし書の場合（療養通所介護事業者が①に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に当該療養通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出ていますか。</p>	いる・いない	<p>条例第59条の26第4項</p>
	<p>⑤ 宿泊サービスの届出内容に係る介護サービス情報を埼玉県に報告していますか。</p>	いる・いない	<p>平18-0331004号第3-二の二-2(5)</p>
	<p>⑥ 届け出た宿泊サービスの内容に変更がある場合は、変更の事由が生じてから10日以内に、また、宿泊サービスを休止又は廃止する場合はその休止又は廃止の1月前までに市長に届け出ていますか。</p>	いる・いない	<p>平18-0331004号第3-二の二-2(5)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
第4 運営に関する基準			
7 内容及び手続きの説明及び同意	<p>サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。</p> <p>※ サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、次のとおりです。 ア 運営規程の概要 イ 従業者等の勤務体制 ウ 緊急時等の対応策 エ 主治の医師及び緊急時対応医療機関との連絡体制 オ 苦情処理の体制 等</p> <p>※ 重要事項の説明については、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に行ってください。</p> <p>※ 同意については、書面によって確認することが適当です。</p> <p>① 利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)により提供することができます。この場合において、当該事業者は当該文書を交付したものとみなされます。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの ア 事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 事業者の使用に係る電子計算機に備えられファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法) 二 電磁記録媒体(電磁的記録(電子的方式、時期的方式その他の人の近くによっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう)をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の27第1項</p> <p>平18-0331004号 第3-二の二-5(4)①</p> <p>条例第59条の27第2項 (第9条第2項準用)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
7 内容及び手続きの説明及び同意	<p>② 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければなりません。</p> <p>③ ①の「電子情報処理組織」とは、事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。</p> <p>④ ①の規定により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければなりません。 一 ①各号に規定する方法のうち事業者が使用するもの 二 ファイルへの記録の方式</p> <p>⑤ 前項の規定による承諾を得た事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはなりません。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りではありません。</p>		<p>条例第59条の27第2項 (第9条第3項準用)</p> <p>条例第59条の27第2項 (第9条第4項準用)</p> <p>条例第59条の27第2項 (第9条第5項準用)</p> <p>条例第59条の27第2項 (第9条第6項準用)</p>
8 提供拒否の禁止	<p>正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。</p> <p>※ 原則として、利用申込に対しては応じなければならず、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することはできません。</p> <p>※ サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次の場合です。</p> <p>ア 当該事業所の現員からは利用申込に応じ切れない場合 イ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ウ その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合</p>	いない・いる	<p>条例第59条の38 (第10条準用)</p> <p>平18-0331004号 第3-二の二-3(14) (第3-一-4(3)準用)</p>
9 サービス提供困難時の対応	<p>利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。</p>	いる・いない	<p>条例第59条の38 (第11条準用)</p>
10 受給資格等の確認	<p>① サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。</p> <p>※ サービスの利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、サービスの提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければなりません。</p>	いる・いない	<p>条例第59条の38 (第12条第1項準用)</p> <p>平18-0331004号 第3-二の二-3(14) (第3-一-4(5)①準用)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	② 被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。	いる・いない	条例第59条の38 (第12条第2項準用)
11 要介護認定等の申請に係る援助	① サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	いる・いない	条例第59条の38 (第13条第1項準用)
	※ 申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、サービスの利用に係る費用が保険給付の対象となることがあります。		平18-0331004号 第3-二の二-3(14) (第3-一-4(6)①準用)
	② 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも有効期間が終了する日の30日前に行われるよう、必要な援助を行っていますか。	いる・いない	条例第59条の38 (第13条第2項準用)
12 心身の状況等の把握	① サービスの提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	いる・いない	条例第59条の28第1項
	② 体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めていますか。	いる・いない	条例第59条の28第2項
13 居宅介護支援事業者等との連携	① サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	いる・いない	条例第59条の29第1項
	② 療養通所介護事業者は、利用者に対する療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めていますか。	いる・いない	条例第59条の29第2項
	※ 療養通所介護は、サービス提供に当たって常時看護師による観察を要する利用者を対象としていることから、当該利用者が引き続き当該療養通所介護を利用することが適切かどうか、主治の医師を含めたサービス担当者会議において、適宜検討することが重要であり、そのため、当該事業者は、サービス提供等を当市で得た利用者の心身の状態等必要な情報を、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に提供するように努めなければならないことを定めたものである。		平18-0331004 第3-二の二-5(4)②
	③ 利用者に係る居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。	いる・いない	条例第59条の29第3項

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
13 居宅介護支援事業者等との連携	④ 療養通所介護事業者は、療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	いる・いない	条例第59条の29第4項
14 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明していますか。 また、居宅介護支援事業者に関する情報を提供すること、その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。	いる・いない	条例第59条の20 (第16条準用)
15 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。 ※ 地域密着型通所介護は、サービスを利用者の心身の状況に応じて、柔軟に提供するものであり訪問時間帯又は内容等の変更を行った場合は、当該利用者を担当する介護支援専門員に対し適宜報告を行う等、適切な連携を図るものとする。	いる・いない	条例第59条の38 (第17条準用) 平18-0331004号 第3-二の二-3(14) (第3-一-4(9)準用)
16 居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。 ※ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合とは、利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、地域密着型通所介護事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含みます。 ※ 当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に、当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には、支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明、その他の必要な援助を行ってください。	いる・いない	条例第59条の38 (第18条準用) 平18-0331004号 第3-二の二-3(14) (第3-一-4(10)準用)
17 サービスの提供の記録	① サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面(サービス利用票等)に記載していますか。 ※ 利用者及びサービス事業者が、その時点での区分支給限度基準額との関係やサービスの利用状況を把握できるようにするために、サービスを提供した際には、サービスの提供日、サービス内容、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければなりません。	いる・いない	条例第59条の38 (第20条第1項準用) 平18-0331004号 第3-二の二-3(14) (第3-一-4(12)①準用)

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
17 サービスの提供の記録	<p>② サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者へ提供していますか。</p> <p>※ その他適切な方法とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法です。</p>	いる・いない	<p>条例第59条の38 (第20条第2項準用)</p> <p>平18-0331004号 第3-二の二-3(14) (第3-一-4(12)②準用)</p>
18 利用料等の受領	<p>① 法定代理受領サービスに該当する地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から、当該地域密着型通所介護事業者へ支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。</p> <p>※ 法定代理受領サービスとして提供される地域密着型通所介護についての利用者負担として、地域密着型介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割(法の規定により保険給付の率が異なる場合については、それに応じた割合)の支払を受けなければならないことを規定したものです。</p>	いる・いない	<p>条例第59条の38 (第59条の7第1項準用)</p> <p>平18-0331004号 第3-二の二-3(1)① (第3-一-4(13)①参照)</p>
	<p>② 法定代理受領サービスに該当しない、地域密着型通所介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型通所介護に係る、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。</p> <p>※ 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはなりません。</p> <p>※ そもそも介護保険給付の対象となるサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。</p> <p>ア 利用者に対する地域密着型通所介護の事業とは別事業であり、介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。</p> <p>イ 事業の目的、運営方針、利用料等が、運営規程とは別に定められていること。</p> <p>ウ 地域密着型通所介護の事業の会計と区分していること。</p>	いる・いない	<p>条例第59条の38 (第59条の7第2項準用)</p> <p>平18-0331004号 第3-二の二-3(1)① (第3-一-4(13)②参照)</p>
	<p>③ ①②の支払を受ける額のほか、次の費用の額以外の支払いを利用者から受けていませんか。</p> <p>ア 利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p>イ 食事の提供に要する費用</p> <p>ウ おむつ代</p> <p>エ 地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者へ負担させることが適当と認められる費用</p>	いない・いる	<p>条例第59条の38 (第59条の7第3項(第2号除く)準用)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
18 利用料等の受領	<p>※ 保険給付となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認められません。</p> <p>④ 上記イの費用については、「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針」（平成17年厚生労働省告示第419号）に沿って適切に取り扱われていますか。</p> <p>⑤ 上記エの費用の具体的な取扱いについては、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成12年3月30日老企第54号）に沿って適切に取り扱われていますか。</p> <p>⑥ ③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。</p> <p>⑦ サービスの提供に要した費用につき、支払を受ける際、利用者に対し、領収証を交付していますか。</p> <p>※ 領収証には、サービスの提供に要した費用の額・食事の提供に要した費用の額・滞在に要した費用の額・その他の費用の額を区分して記載しなければなりません。 また、その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければなりません。</p> <p>※ 医療費控除の対象となる利用者（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護等の医療系サービスを併せて利用している者）の領収証には、医療費控除の額（介護保険対象分の自己負担額）及び居宅介護支援事業者等の名称を記載してください。 [参考] 「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」（平成12年6月1日老発第509号、平成25年1月25日事務連絡）</p> <p>※ 平成24年度から制度化された介護福祉士等による喀痰吸引等の対価に係る医療費控除の取扱いは、次のとおりです。 医療系サービスを併せて利用しない通所介護において、介護福祉士等による喀痰吸引が行われた場合は、当該サービスの自己負担額（介護保険対象分）の1割、2割又は3割が医療費控除の対象となります。 この場合、該当する利用者の領収証には、医療費控除の額（介護保険対象分の自己負担額の1割、2割又は3割）及び居宅介護支援事業者等の名称を記載してください。 従来の利用料領収証と併用する必要がある場合は、二重記載とならないようご注意ください。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	<p>平18-0331004号第3-二の二-3(1)②</p> <p>平18-0331004号第3-二の二-3(1)②</p> <p>平18-0331004号第3-二の二-3(1)②</p> <p>条例第59条の38（第59条の7第5項準用）</p> <p>法第42条の2第9項（第41条第8項準用）</p> <p>施行規則第65条の5（第65条準用）</p> <p>「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」平成12年6月1日老発第509号、平成28年10月3日事務連絡</p>
19 保険給付の請求のための証明書の交付	<p>法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の38（第22条準用）</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
20 地域密着型通所介護の基本取扱方針	① 地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。	いる・いない	条例第59条の38 (第59条の8第1項準用)
	② 自らその提供する地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	いる・いない	条例第59条の38 (第59条の8第2項準用)
21 療養通所介護の具体的取扱方針	① 療養通所介護の提供に当たっては、療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう、必要な援助を行っていますか。	いる・いない	条例第59条の30(1)
	② 療養通所介護従業者は、療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	いる・いない	条例第59条の30(2)
	※ 「サービスの提供方法等」とは、療養通所介護計画の目標及び内容や利用日の行事及び日課等も含むものであること。		平18-0331004号 第3-二の二-5(4)③イ
	③ 療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはなりません。やむを得ない理由で身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	いる・いない	条例第59条の30第1項(3)、(4)
	※ 緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続を極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要です。		平18-0331004号 第3-二の二-5(4)③
	④ 療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。	いる・いない	条例第59条の30(5)
⑤ 利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や、当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法、及び手順等についての情報の共有を十分に図っていますか。	いる・いない	条例第59条の30(6)	
※ 利用者の体調の変化等を療養通所介護におけるサービス内容に反映させることが重要であることから、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携と情報の共有を十分に図ること。		平18-0331004号 第3-二の二-5(4)③ロ	
⑥ 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供していますか。	いる・いない	条例第59条の30(7)	

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
21 療養通所介護の具体的な取扱方針	<p>※ 療養通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則であるが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができるものであること。 ア あらかじめ療養通所介護計画に位置づけられていること。 イ 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。</p>		平18-0331004号第3-二の二-5(4)③ハ
22 療養通所介護計画の作成	<p>① 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成していますか。</p> <p>※ 療養通所介護計画については、管理者を含む看護師が利用者ごとにその作成に当たることとしたものである。</p>	いる・いない	<p>条例第59条の31第1項</p> <p>平18-0331004号第3-二の二-5(4)④イ</p>
	<p>② 療養通所介護計画は、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成していますか。</p> <p>※ 居宅介護支援の指定基準において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業者等に対して、指定居宅サービス等基準において位置づけられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している地域密着型通所介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している、居宅介護支援事業者から療養通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該療養通所介護計画を提供することを協力するよう努めるものとする。</p>	いる・いない	<p>条例第59条の31第2項</p> <p>平18-0331004号第3-二の二-5(4)④ホ(第3-一-4(17)⑫準用)</p>
	<p>③ 療養通所介護計画は、すでに訪問看護計画書が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成していますか。</p> <p>※ 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画が作成されている場合は、その内容と整合を図りつつ、作成されなければならないこととしたものである。なお、療養通所介護計画を作成後に訪問看護計画が作成された場合についても、当該療養通所介護計画と訪問看護計画の内容の整合を図り、必要に応じて変更するものとする。</p>	いる・いない	<p>条例第59条の31第3項</p> <p>平18-0331004号第3-二の二-5(4)④ロ</p>
	<p>④ 管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。</p>	いる・いない	条例第59条の31第4項
	<p>⑤ 管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付していますか。</p> <p>※ 療養通所介護計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、療養通所介護事業者の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。また、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。</p>	いる・いない	<p>条例第59条の31第5項</p> <p>平18-0331004号第3-二の二-5(4)④ハ</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
22 療養通所介護計画の作成	<p>⑥ 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っていますか。</p> <p>※ 療養通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。</p>	いる・いない	<p>条例第59条の31第6項</p> <p>平18-0331004号第3-二の二-5(4)④ニ</p>
23 利用者に関する市への通知	<p>サービスを受けている利用者が次の(1)・(2)のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。</p> <p>(1) 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき</p> <p>(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき</p>	いる・いない	<p>条例第59条の38(第28条準用)</p>
24 緊急時等の対応	<p>① 現に療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策(以下「緊急時等の対応策」という。)について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めていますか。</p> <p>※ 緊急時の対応については、利用者個々の心身の状況やその環境等を勘案して、あらかじめ個別に具体的な対応策を主治医とともに検討し、不測の事態にあっても十分な対応ができるよう、利用者ごとに定めておかなければならない。</p> <p>② 緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮していますか。</p> <p>③ 現に療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師、又は緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>④ 利用者の主治の医師と密接な連携を取りながら、利用者の状態の変化に応じて、緊急時等の対応策の変更を行っていますか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の32第1項</p> <p>平18-0331004号第3-二の二-5(4)⑤</p> <p>条例第59条の32第2項</p> <p>条例第59条の32第3項</p> <p>条例第59条の32第4項</p>
25 管理者の責務	<p>① 管理者は、療養通所介護事業所の従業者の管理、及び療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。</p> <p>② 管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分にしていますか。</p> <p>③ 管理者は、療養通所介護の提供に適切な環境を整備していますか。</p> <p>④ 管理者は、療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行っていますか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の33第1項</p> <p>条例第59条の33第2項</p> <p>条例第59条の33第3項</p> <p>条例第59条の33第4項</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
25 管理者の責務	⑤ 管理者は、療養通所介護事業所の従業者に「運営に関する基準」を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。	いる・いない	条例第59条の33第5項
26 運営規程	<p>療養通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めていますか。</p> <p>ア 事業の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ウ 営業日及び営業時間 エ 療養通所介護の利用定員 オ 療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 カ 通常の事業の実施地域 キ サービス利用に当たっての留意事項 ク 非常災害対策 ケ 虐待の防止のための措置に関する事項 コ その他運営に関する重要事項</p> <p>※ 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、条例第59条の3において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えありません。（重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とします。）</p> <p>※ 「利用料」としては、法定代理受領サービスである地域密着型通所介護に係る利用料(1割、2割又は3割負担)及び法定代理受領サービスでない地域密着型通所介護の利用料を、「その他の費用の額」として、条例第59条の7第3項徴収が認められている費用の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものです。</p> <p>※ 「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。 なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。 また、通常の事業の実施地域については、事業者が任意に定めるものですが、地域密着型サービスである地域密着型通所介護については、市町村が定める日常生活圏域内は、少なくとも通常の事業の実施地域に含めることが適当です。</p> <p>※ 虐待の防止のための措置に関する事項とは、虐待の防止に係る、組織内の体制(責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容としてください。</p>	いる・いない	<p>条例第59条の34</p> <p>平18-0331004号第3-1-4(21)①</p> <p>平18-0331004号第3-1-4(21)④</p> <p>平18-0331004号第3-1-3(21)⑤</p> <p>平18-0331004号第3-1-4(21)⑥</p>
27 勤務体制の確保等	<p>① 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務体制を定めていますか。</p> <p>※ 事業所ごとに、管理者を含めて、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしてください。</p>	いる・いない	<p>条例第59条の38 (第59条の13第1項準用)</p> <p>平18-0331004号第3-二の二-3(6)①</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
27 勤務体制の確保等	<p>② 当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではありません。</p> <p>※ 調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことも可能です。</p>	いる・いない	<p>条例第59条の38 (第59条の13第2項準用)</p> <p>平18-0331004号 第3-二の二-3(6)②</p>
	<p>③ 従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。</p> <p>※ 研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。</p>	いる・いない	<p>条例第59条の38 (第59条の13第3項準用)</p> <p>平18-0331004号 第3-二の二-3(6)③</p>
	<p>④ 全ての療養通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 介護に携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務付けます。これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものです。</p> <p>※ 義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とするとし、具体的には、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とします。</p> <p>※ 新卒採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者(医療・福祉関係資格を有さない者に限る。)に対する義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させてください。</p>	いる・いない	<p>条例第59条の38 (第59条の13第3項準用)</p> <p>平18-0331004号 第3-二の二-3(6)③</p> <p>平18-0331004号 第3-二の二-3(6)③</p>
	<p>⑤ 適切な地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 「職場におけるハラスメント」とは、職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントをいいます。</p> <p>※ セクシャルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれます。</p>	いる・いない	<p>条例第59条の38 (第59条の13第4項準用)</p> <p>平18-0331004号 第3-二の二-3(6)④ (第3-一-4(22)⑥参照)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
27 勤務体制の確保等	<p>※ 事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」及び「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」(パワーハラスメント指針)において規定されているとおりですが、特に留意されたい内容は次のとおりです。</p> <p>a 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること</p> <p>b 相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。</p> <p>※ パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、中小企業(医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については資本金が5,000万円以下または常時使用する従業員の数が100人以下の企業)は、令和4年4月1日から義務化となります。</p> <p>※ 事業主が講じることが望ましい取組とは、パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、</p> <p>① 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 ② 被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等) ③ 被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組)</p> <p>が規定されています。 介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「(管理職・職員向け)研修の手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましいです。これらのマニュアルや手引きは、以下の厚生労働省ホームページに掲載されているので、参考にしてください。</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html</p>		<p>平18-0331004号 第3-二の二-3(6)④ (第3-一-4(22)⑥イ参照)</p> <p>平18-0331004号 第3-二の二-3(6)④ (第3-一-4(22)⑥ロ参照)</p>
28 定員の遵守	<p>利用定員を超えて地域密着型通所介護の提供を行っていませんか。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。</p>	いない・いる	<p>条例第59条の38 (第59条の14準用)</p>
29 業務継続計画の策定等	<p>① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、この計画に従い必要な措置を講じていますか。</p>	いる・いない	<p>条例59条の38(第32条の2第1項準用)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
29 業務継続計画の策定等	<p>※ 業務継続計画には、以下の項目を記載してください。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定しても構いません。</p> <p>さらに、感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えありません。</p> <p>ア 感染症に係る業務継続計画</p> <p>a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)</p> <p>b 初動対応</p> <p>c 感染症拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)</p> <p>イ 災害に係る業務継続計画</p> <p>a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)</p> <p>b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)</p> <p>c 他施設及び地域との連携</p>		平18-0331004号 第3-二の二-3(7)②
	<p>② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施していますか。</p> <p>※ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応に係る理解の励行を行うものです。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年1回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録をしてください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施しても差し支えありません。</p> <p>※ 訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年1回以上)に実施するものとします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施しても差し支えありません。</p> <p>※ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>	いる・いない	<p>条例59条の38(第32条の2第2項準用)</p> <p>平18-0331004号 第3-二の二-3(7)③</p> <p>平18-0331004号 第3-二の二-3(7)④</p> <p>平18-0331004号 第3-二の二-3(7)④</p>
	<p>③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。</p>	いない・いる	<p>条例59条の38(第32条の2第3項準用)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
29 業務継続計画の策定等	<p>※ 業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業員が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施に当たっては、全ての従業員が参加できるようにすることが望ましいです。</p>		平18-0331004号第3-二の二-3(7)①
30 非常災害対策	<p>① 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。</p> <p>※ 非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければなりません。</p> <p>※ 「関係機関への通報及び連携体制の整備」 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものです。</p> <p>※ 「非常災害に関する具体的計画」 消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。計画の策定にあたっては、ハザードマップ等を確認するなどしてください。</p> <p>※ 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定特定施設にあつてはその者に行わせるものとします。 また、防火管理者を置かなくてもよいとされている指定特定施設においては、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等を行わせるものとします。</p> <p>② 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。</p> <p>※ 地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を活用し、日ごろから地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めてください。また、訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとしてください。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の38 (第59条の15第1項準用)</p> <p>平18-0331004号第3-二の二-3(8)①</p> <p>【社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引き(H28.10埼玉県)】</p> <p>条例第59条の38 (第59条の15第2項準用)</p> <p>平18-0331004号第3-二の二-3(8)②</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令						
30 非常災害対策	<p>③ 水防法における要配慮者利用施設に該当していますか。</p> <p>「いる」と回答した場合、以下の日付を記載してください。</p> <p>避難確保計画作成日 : 年 月 日</p> <p>計画の春日部市への報告日 : 年 月 日</p> <p>計画に基づく訓練実地日 : 年 月 日</p> <p>市への訓練実施報告日 : 年 月 日</p> <p>※ 実施報告は市公式ホームページから、電子申請・届出サービスで行ってください。</p> <p>https://www.city.kasukabe.lg.jp/anshin_anzen/bosai/saigainikansurukeikaku_manyuaru/23678.html</p>	いる・いない	水防法第15条の3						
	<p>④ 常時30人以上の事業所において、防火管理者を選任し、消防計画の作成、防火管理業務を行っていますか。</p> <p>基準に満たない事業所においても、防火管理についての責任者を定めていますか。</p> <table border="1" data-bbox="368 976 1098 1245"> <tr> <td data-bbox="368 976 651 1066">防火管理者の届出</td> <td data-bbox="651 976 1098 1066">年 月 日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 1066 651 1155">防火管理者職名・氏名</td> <td data-bbox="651 1066 1098 1155"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 1155 651 1245">消防計画の届出</td> <td data-bbox="651 1155 1098 1245">年 月 日</td> </tr> </table> <p>※ 防火管理者が異動等で欠けた場合は、直ちに新たな有資格者を選任し、所轄消防署に届出をしてください。</p> <p>※ 防火管理者の業務</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 消防計画の作成、届出 ② 消火・通報及び避難訓練実施 ③ 消防用設備等の点検及び整備(業者の行う点検とは別) ④ 火気使用又は取扱に関する監督 ⑤ その他防火管理に関する指導、研修等 <p>※ 消防計画に記載されている氏名等に変更があった場合は速やかに変更し、所轄消防署の指導により届出をしてください。</p> <p>※ 増改築を行った場合は、変更届を提出してください。</p>	防火管理者の届出	年 月 日	防火管理者職名・氏名		消防計画の届出	年 月 日	いる・いない	<p>消防法第8条 消防法施行令第1条の2</p> <p>消防法第8条</p> <p>消防法第8条 消防法施行令第3条の2</p> <p>消防法第8条 消防法施行令第3条の2</p>
防火管理者の届出	年 月 日								
防火管理者職名・氏名									
消防計画の届出	年 月 日								

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令																																		
30 非常災害対策	<p>⑤ 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。</p> <table border="1" data-bbox="339 322 1102 826"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">前年度</th> <th colspan="2">当年度</th> </tr> <tr> <th>回数</th> <th>実施・届出日</th> <th>回数</th> <th>実施・届出日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難訓練</td> <td></td> <td>(うち夜間想定)</td> <td></td> <td>(うち夜間想定)</td> </tr> <tr> <td>消火訓練</td> <td></td> <td>(うち夜間想定)</td> <td></td> <td>(うち夜間想定)</td> </tr> <tr> <td>通報訓練</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>実地通知 消防署届出</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防署立会</td> <td>有・無</td> <td></td> <td></td> <td>有・無</td> </tr> </tbody> </table> <p>・消火訓練と避難訓練は、消防機関に訓練実施計画を届出の上、それぞれ年間2回以上実施してください。 ・入所施設は、そのうち1回以上は、夜間又は夜間を想定した訓練を実施してください。 ・通報訓練は、年1回以上は実施するようにしてください(励行)。 ・消防署と相談し、できるだけ年1回以上は消防署の協力・指導を得るようにしてください。</p> <p>※ 防火管理者の選任を行わない事業所においては、避難訓練、消火訓練、通報訓練の実施の義務はありません。</p>		前年度		当年度		回数	実施・届出日	回数	実施・届出日	避難訓練		(うち夜間想定)		(うち夜間想定)	消火訓練		(うち夜間想定)		(うち夜間想定)	通報訓練					実地通知 消防署届出					消防署立会	有・無			有・無	いる・いない	
	前年度		当年度																																		
	回数	実施・届出日	回数	実施・届出日																																	
避難訓練		(うち夜間想定)		(うち夜間想定)																																	
消火訓練		(うち夜間想定)		(うち夜間想定)																																	
通報訓練																																					
実地通知 消防署届出																																					
消防署立会	有・無			有・無																																	
31 衛生管理等	<p>① 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 衛生管理等については、上記のほかに、次の点に留意してください。</p> <p>ア 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。</p> <p>イ 特に、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置等について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。</p> <p>ウ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。</p> <p>② 地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知、徹底を図っていますか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の38 (第59条の16第1項準用)</p> <p>平18-0331004号 第3-二の二-3(9)①</p> <p>条例第59条の38 (第59条の16第2項(1)準用)</p>																																		

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
31 衛生管理等	<p>※ 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(感染対策委員会)は、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。</p> <p>構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者を決めておくことが必要です。</p> <p>感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的を開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。</p>		平18-0331004号 第3-二の二-3(9)② イ
	<p>※ 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p>		
	<p>※ 感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。</p>		
	<p>③ 地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備していますか。</p> <p>※ 「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。</p> <p>平常時の対策としては、事業所内の衛生管理(環境の整備等)、ケアに係る感染対策(手洗い、標準的な予防策)等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市の事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。</p> <p>また、発生時における事業所内の連携体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。</p> <p>なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。</p>		いる・いない
	<p>④ 地域密着型通所介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施していますか。</p>	いる・いない	条例第59条の38 (第59条の16第2項 (3)準用)

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
31 衛生管理等	<p>※ 従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染症対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとしします。</p> <p>職員教育を組織的に浸透させていくためには、定期的な教育(年1回以上)を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。</p> <p>なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、事業所の実態に応じて行ってください。</p> <p>※ 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年1回以上)に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習等を実施してください。</p> <p>訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p> <p>※ ②～④の事項については事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。</p>		<p>平18-0331004号 第3-二の二-3(9)②^ハ</p> <p>平18-0331004号 第3-二の二-3(9)②</p>
32 掲示	<p>① 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。あるいは、事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者が自由に閲覧できるようにしていますか。</p> <p>※ サービスの選択に資すると認められる重要事項とは、当該事業所の運営規程の概要、従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等をいいます。</p> <p>※ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所になります。</p> <p>※ 従業者の勤務の体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示等をするをを求めるものではありません。</p> <p>② 重要事項をウェブサイトに掲載していますか。</p> <p>※ ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいいます。</p> <p>③ 提供するサービスに係る指定(更新)通知書を、事業所の見やすい場所に掲示していますか</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の38 (第34条準用)</p> <p>平18-0331004号 第3-二の二-3(14) (第3-一-4(25)①準用)</p> <p>平18-0331004号 第3-二の二-3(14) (第3-一-4(25)①イ準用)</p> <p>平18-0331004号 第3-二の二-3(14) (第3-一-4(25)①ロ準用)</p> <p>条例第59条の38 (第34条準用)</p> <p>平18-0331004号 第3-二の二-3(14) (第3-一-4(25)①準用)</p> <p>指定等に関する 規則第2条第3項・ 第5条第3項</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
33 秘密保持等	① 従業者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。	いない・いる	条例第59条の38 (第35条第1項準用)
	② 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 ※ 具体的には、介護従業者その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じてください。	いる・いない	条例第59条の38 (第35条第2項準用) 平18-0331004号 第3-二の二-3(14) (第3-一-4(26)②準用)
	③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 ※ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。	いる・いない	条例第59条の38 (第35条第3項準用) 平18-0331004号 第3-二の二-3(14) (第3-一-4(26)③準用)
	④ 「個人情報の保護に関する法律」および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づき、利用者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。 ※ 個人情報については、安全管理の観点(第三者の目につかないようにする等)から、鍵のかかるロッカー・キャビネット等への保管が望ましいです。 「個人情報の保護に関する法律」の概要 ア 利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと イ 個人情報は適正な方法で取得し、取得時に本人に対して利用目的の通知又は公表をすること ウ 個人データについては、正確かつ最新の内容に保つように努め、安全管理措置を講じ、従業者及び委託先を監督すること エ あらかじめ本人の同意を得なければ、第三者に個人データを提供してはならないこと オ 保有個人データについては、利用目的などを本人の知り得る状態に置き、本人の求めに応じて開示・訂正・利用停止等を行うこと カ 苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」より 本ガイダンスでは、法の趣旨を踏まえ医療・介護関係事業者における個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、遵守すべき事項及び遵守することが望ましい事項をできる限り具体的に示しており、各医療・介護関係事業者においては、法令、「個人情報の保護に関する基本指針」(平成16年4月2日)閣議決定)及び本ガイダンスの趣旨を踏まえ、個人情報の適正な取扱いに取り組む必要がある。	いる・いない	平18-0331004号 第3-二の二-3(14) (第3-一-4(26)準用) 個人情報の保護に関する法律(平15年法律57号) 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平29.4.14厚生労働省)

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
34 広告	事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないですか。	いない・いる	条例第59条の38 (第36条準用)
35 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	いる・いない	条例第59条の38 (第37条準用)
36 苦情処理	① 提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 ※ 「必要な措置」とは、具体的には以下のとおりです。 ア 苦情を受け付けるための窓口を設置すること。 イ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにすること。 ウ 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載すること。 エ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載すること。	いる・いない	条例第59条の38 (第38条第1項準用) 平18-0331004号 第3-二の二-3(14) (第3-一-4(28)①準用)
	② 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。 ※ 事業者は、苦情がサービスの質の向上を図るうえでの重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行うことが必要です。	いる・いない	条例第59条38 (第38条第2項準用) 平18-0331004号 第3-二の二-3(14) (第3-一-4(28)②準用)
	③ 提供したサービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	いる・いない	条例第59条38 (第38条第3項準用)
	④ 市からの求めがあった場合には、③の改善の内容を市に報告していますか。	いる・いない	条例第59条の38 (第38条第4項準用)
	⑤ 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	いる・いない	条例第59条の38 (第38条第5項準用)
	⑥ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、⑤の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。	いる・いない	条例第59条の38 (第38条第6項準用)

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
37 地域との連携等	<p>① サービスの提供に当たっては、運営推進会議を設置し、おおむね12月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。</p> <p>※ 運営推進会議 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市の職員又は事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、療養通所介護について知見を有する者等により構成される協議会</p> <p>※ 運営推進会議は事業所が、利用者、市職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものです。</p> <p>※ 「地域住民の代表者」とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられます。</p> <p>※ 運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、利用者又はその家族(利用者等)が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について、利用者等の同意を得てください。なお、テレビ電話装置等の活用にあつては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>※ 地域密着型通所介護事業所と他の地域密着型サービス事業所を併設している場合においては、1つの運営推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えありません。</p> <p>※ 運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えありません。</p> <p>ア 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。 イ 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。 ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。</p>	いる・いない	<p>条例第59条の38 (第59条の17第1項準用)</p> <p>平18-0331004号 第3-二の二-3(10) ①</p>
	<p>② ①の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表していますか。</p> <p>※ 運営推進会議における報告等の記録は、2年間保存しなければなりません</p>	いる・いない	<p>条例第59条の38 (第59条の17第2項準用)</p> <p>平18-0331004号 第3-二の二-3(10) ②</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
37 地域との連携等	<p>③ 事業の運営に当たっては、利用者の状態に応じて地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。</p> <p>※ 地域密着型通所介護の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、事業者は地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければなりません。</p>	いる・いない	<p>条例第59条の38 (第59条の17第3項準用)</p> <p>平18-0331004号 第3-二の二-3(10) ③</p>
	<p>④ 事業の運営に当たっては、提供した地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するように努めていますか。</p> <p>※ 介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市との密接な連携に努めてください。</p> <p>※ 「市が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものです。</p>	いる・いない	<p>条例第59条の38 (第59条の17第4項準用)</p> <p>平18-0331004号 第3-二の二-3(10) ④(第3-一-4(29)④参照)</p>
	<p>⑤ 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても地域密着型通所介護を提供するよう努めていますか。</p> <p>※ 高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する地域密着型通所事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に地域密着型通所介護を提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、条例第10条の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行わなければなりません。</p>	いる・いない	<p>条例第59条の38 (第59条の17第5項準用)</p> <p>平18-0331004号 第3-二の二-3(10) ⑤ (第3-一-4(29)⑤参照)</p>
38 事故発生時の対応	<p>① 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ事業者が定めておくことが望ましいです。</p>	いる・いない	<p>条例第59条の38 (第59条の18第1項)</p> <p>平18-0331004号 第3-二の二-3(11) ①</p>
	<p>② ①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。</p> <p>※ 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、市、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととともに、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければなりません。</p> <p>※ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じてください。</p>	いる・いない	<p>条例第59条の38 (第59条の18第2項)</p> <p>平18-0331004号 第3-二の二-3(11)</p> <p>平18-0331004号 第3-二の二-3(11) ③</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
38 事故発生時の対応	<p>③ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。</p> <p>※ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。</p> <p>④ 夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービス(宿泊サービス)を提供する場合、当該サービスにより事故が発生した際は、上記同様の対応を行っていますか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の38 (第59条の18第3項)</p> <p>平18-0331004号 第3-二の二-3(11) ②</p> <p>条例第59条の38 (第59条の18第4項)</p>
39 虐待の防止	<p>※ 虐待は、介護保険法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、地域密着型通所介護事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から地域密着型通所介護事業所における虐待の防止に関する措置を講じるものとします。</p> <p>ア 虐待の未然防止 地域密着型通所介護事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供に当たる必要があり、基本方針に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。</p> <p>イ 虐待等の早期発見 地域密着型通所介護事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、市の通報窓口の周知等)がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市への虐待の届出について、適切な対応をしてください。</p> <p>ウ 虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市の窓口へ通報される必要があり、地域密着型通所介護事業者は通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとします。</p> <p>以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために以下の事項を実施してください。</p>		<p>平18-0331004号 第3-二の二-3(12) (第3-一-4(31)参照)</p>
	<p>① 地域密着型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の38 (第40条の2(1)準用)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
39 虐待の防止	<p>※ 「虐待の防止のための対策を検討する委員会(虐待防止検討委員会)」は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成してください。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的を開催することが必要です。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。</p> <p>一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。</p> <p>なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えありません。</p> <p>※ 虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>※ 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果(事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等)は、従業者に周知徹底を図る必要があります。</p> <p>ア 虐待防検討委員会その他事業所内の組織に関すること イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること エ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること オ 従業者が虐待等を把握した場合に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること キ カの再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること</p>		<p>平18-0331004号 第3-二の二-3(12) (第3-1-4(31)①参照)</p> <p>平18-0331004号 第3-二の二-3(12) (第3-1-4(31)①参照)</p> <p>平18-0331004号 第3-二の二-3(12) (第3-1-4(31)①参照)</p>
	<p>② 地域密着型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備していますか。</p> <p>※ 「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。</p> <p>ア 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 カ 成年後見制度の利用支援に関する事項 キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ク 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の20 (第40条の2(2)準用)</p> <p>平18-0331004号 第3-二の二-3(12) (第3-1-4(31)②参照)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
39 虐待の防止	<p>③ 地域密着型通所介護事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施していますか。</p> <p>※ 従業員に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、地域密着型通所介護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、地域密着型通所介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年1回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。</p> <p>④ ①～③の措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。</p> <p>※ 地域密着型通所介護事業所における虐待を防止するための体制として、①～③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要です。担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業員が務めることが望ましいです。</p> <p>なお、同一事業所内での複数担当(*)の兼務や他の事業所・施設等との担当(*)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えありません。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任してください。</p> <p>* 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい)、感染対策担当者(看護師が望ましい)、事故の発生またはその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の38(第40条の2(3)準用) 平18-0331004号第3-二の二-3(12)(第3-1-4(31)③参照)</p> <p>条例第59条の38(第40条の2(4)準用) 平18-0331004号第3-二の二-3(12)(第3-1-4(31)④参照)</p>
40 会計の区分	<p>事業所ごとに経理を区分するとともに、地域密着型通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。</p> <p>※ 具体的な会計処理の方法については、次の通知に基づき適切に行ってください。 ア 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」(平成12年3月10日老計第8号) イ 「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(平成13年3月28日老振発第18号) ウ 「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」(平成24年3月29日老高発第0329第1号)</p>	<p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の38(第41条準用) 平18-0331004第3-二の二-3(14)(第3-1-4(32)準用)</p>
41 緊急時対応医療機関	<p>① 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めていますか。</p> <p>② 緊急時対応医療機関は、療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していますか。</p> <p>③ 緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めていますか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	<p>条例第59条の35第1項</p> <p>条例第59条の35第2項</p> <p>条例第59条の35第3項</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
42 安全・サービス提供管理委員会の設置	<p>① 安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会(以下「委員会」という。)を設置していますか。</p>	いる・いない	条例第59条の36第1項
	<p>※ 療養通所介護は、医療との密接な連携のもとにサービス提供が行われることが重要であることから、安全・サービス提供管理委員会において地域の医療関係団体(地域の医師会等)に属する者を委員とすることとしている。このほか、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者、必要に応じ、療養通所介護の安全かつ適切サービスの提供を確保するために必要と認められる者によって構成されるものである。</p>		平18-0331004第3-2の2-5(4)⑥
	<p>※ 安全・サービス提供管理委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p>		
	<p>② おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成していますか。</p>	いる・いない	条例第59条の36第2項
	<p>③ ②の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じていますか。</p>	いる・いない	条例第59条の36第3項
43 記録の整備	<p>① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。</p>	いる・いない	条例第59条の37
	<p>② 利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から介護報酬の請求に係る記録にあっては5年間、それ以外の記録にあっては2年間保存していますか。</p> <p>ア 療養通所介護計画 イ 安全・サービス提供管理委員会における検討の結果 ウ 提供した具体的なサービスの内容等の記録 エ 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 オ 市への通知に係る記録 カ 苦情の内容等の記録 キ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ク 運営推進会議に係る報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>※ 「その完結の日」とは、ア及びウ～キについては個々の利用者につき、契約終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等)により一連のサービス提供が終了した日を指すものとします。イの記録については、安全・サービス提供管理委員会を開催し、事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行った日、クについては、運営推進会議を開催し、報告、評価、要望、助言等の記録を公表した日を指すものとします。</p>	いる・いない	条例第59条の37第2項 平18-0331004号第3-二の二-5(4)⑨

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
44 電磁的記録等	<p>① 地域密着型サービス事業者及び地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下、この項目において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができますが、以下のとおり取り扱っていますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※ 書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この条例で規定する書面(被保険者証に関するものを除く。)の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものです。</p> <p>ア 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって貯蔵する方法によること。</p> <p>イ 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。</p> <p style="margin-left: 20px;">a 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調整するファイルにより保存する方法</p> <p style="margin-left: 20px;">b 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調整するファイルにより保存する方法</p> <p>ウ その他、条例203条第1項において電磁的記録により行うことができるとされているものは、ア及びイに準じた方法によること。</p> <p>エ また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> </div> <p>② 地域密着型サービス事業者及び地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行うことができますが、以下のとおり取り扱っていますか。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p> <p>いる・いない 該当なし</p>	<p>条例第203条第1項</p> <p>平18-0331004号 第5-1</p> <p>条例第203条第2項</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
44 電磁的記録等	<p>※ 利用者及びその家族等(以下「利用者等」という。)の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等(交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。)について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものです。</p> <p>ア 電磁的方法による交付は、条例第9条第2項から第6項までの規定に準じた方法によること。</p> <p>イ 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。</p> <p>ウ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等との間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。</p> <p>エ その他、条例第203条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、アからウまでに準じた方法によること。ただし、条例又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、その定めに従うこと。</p> <p>オ また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p>		平18-0331004号第5-2

第5 変更の届出等

45 変更の届出等	<p>① 事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該地域密着型サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市長に届け出ていますか。</p> <p>※ 届出が必要な事項</p> <p>ア 事業所の名称及び所在地</p> <p>イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>ウ 申請者の登記事項証明書又は条例等</p> <p>エ 事業所の建物の構造、専用区画等及び設備の概要</p> <p>オ 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所</p> <p>カ 運営規程</p>	いる・いない	法第78条の5第1項 施行規則 第131条の13 第1項第三号
	<p>② 事業を廃止又は休止しようとするときは、次の事項を、廃止又は休止の日の1月前までに、市長に届け出ていますか。</p> <p>ア 廃止または休止しようとする年月日</p> <p>イ 廃止に又は休止しようとする理由</p> <p>ウ 現にサービスを受けている者に対する措置</p> <p>オ 休止の場合は、休止の予定期間</p>	いる・いない	法第78条の5第2項 施行規則第131 条の13第4項

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
第6 介護給付費関係			
46 療養通所介護費	<p>利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）について、療養通所介護を行った場合に、所定単位数を算定していますか。</p> <p>〔厚生労働大臣が定める者〕 難病等を有する中重度者又は末期の悪性腫瘍の者であって、サービスの提供に当たり、常時看護師による観察を必要とするもの</p> <p>※ 利用者について 療養通所介護の利用者は、在宅において生活しており、当該サービスを提供するに当たり常時看護師による観察を必要とする難病、認知症、脳血管疾患後遺症等を有する重度者又はがん末期の利用者を想定している。</p> <p>※ サービスの提供について 療養通所介護においては、利用者が当該療養通所介護を利用することとなっている日において、まず当該事業所の看護職員が利用者の居宅において状態を観察し、通所できる状態であることを確認するとともに、事業所から居宅に戻ったときにも状態の安定等を確認することが重要である。したがって、利用者の居宅に迎えに行った時から、居宅に送り届けたのち利用者の状態の安定等を確認するまでも含めて一連のサービスとするものである。 なお、看護職員は介護職員と連携し、長期間・定期的に当該事業所を利用している者については、初回のサービス利用時を除き、ICTを活用し、通所できる状態であることの確認及び居宅に戻った時の状態の安定等を確認することができる。具体的には、当該事業所を利用している者であって、主治の医師や当該事業所の看護師が、ICTを活用した状態確認でも支障がないと判断し、当該活用による状態確認を行うことに係る利用者又は家族の同意が得られているものを対象にできること。 療養通所介護の提供に当たっては、利用者の状態に即した適切な計画を作成するとともに、利用者の在宅生活を支援する観点から、多職種協働により、医療や訪問看護サービス等の様々なサービスが提供されている中で、主治の医師や訪問看護事業者等と密接な連携を図りつつ、計画的なサービス提供を行うこと。</p> <p>※ 療養通所介護費の算定について 療養通所介護費は、当該療養通所介護事業所へ登録した者について、登録している期間1月につき所定単位数を算定する。月途中から登録した場合又は月途中から登録を終了した場合には、登録していた期間（登録日から当該月の末日まで又は当該月の初日から登録終了日まで）に対応した単位数を算定することとする。 これらの算定の基礎となる「登録日」とは、利用者が療養通所介護事業者と利用契約を結んだ日ではなく、サービスを実際に利用開始した日とする。また、「登録終了日」とは、利用者が療養通所介護事業者との間の利用契約を終了した日とする。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>平18厚告126 別表2の2注2</p> <p>厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平27告94）35の2の3</p> <p>留意事項 第2-3の2(26)①</p> <p>留意事項 第2-3の2(26)②</p> <p>留意事項 第2-3の2(26)③</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
46 療養通所介護費	<p>※ 短期療養通所介護費について</p> <p>ア 短期利用療養通所介護費については、基準を満たす療養通所介護事業所において算定できるものである。</p> <p>イ 登録者の利用者と登録者以外の短期利用者の合計が、利用定員の範囲内であること。</p> <p>※ 人員基準欠如に該当する場合の所定単位数について</p> <p>ア 当該事業所の看護職員及び介護職員の配置数が人員基準上満たすべき員数を下回っている、いわゆる人員基準欠如に対し、介護給付費の減額を行うこととし、通所介護費等の算定方法において、人員基準欠如の基準及び単位数の算定方法を明らかにしているところであるが、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、人員基準欠如の未然防止を図るよう努めるものとする。</p> <p>イ 看護職員及び介護職員の配置数については、</p> <p>i) 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合にはその翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、単位ごとに利用者の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算する。</p> <p>ii) 1割の範囲で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、単位ごとに利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算出方法に従って減算される。 (ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)</p> <p>iii) 突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情が生じ、人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合であって、次のa からd までの全てに該当するときは、ii の規定にかかわらず、1年に1回に限り、人員欠如の発生が生じた日の属する月の翌々月までの間、通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に基づく減算の適用を猶予する。 この場合、職員の確保に係る取組及び一時的に職員を確保できないやむを得ない事情であることを別紙様式11に記載し、人員欠如の発生が生じた日の属する月の翌月までに速やかに市町村長に報告すること。なお、別紙様式11には、報告する時点で有効な求人票の写しを添付すること。</p> <p>a 公共職業安定所又は無料職業紹介事業を活用して職員の確保に係る取組を行っていること。なお、やむを得ない事情が生じていない場合においても、職員の求人を行う場合には、公共職業安定所又は無料職業紹介事業の活用等の職員の確保に係る取組を行っていることが望ましい。</p> <p>b 職員の確保に係る取組に当たって民間職業紹介事業者を利用する場合においては、医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者認定制度による適正認定事業者を含むこと。</p>		<p>留意事項 第2-3の2(26)④</p> <p>留意事項 第2-3の2(26)⑤</p> <p>留意事項 第2-3の2(26)⑤</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
46 療養通所介護費	<p>※ c 公共職業安定所、無料職業紹介事業等を活用して職員の確保に係る取組を行っている場合においても、当該事業所が自ら採用情報をウェブサイトで公表する等、職員の確保に係る取組を積極的に行っていることが望ましい。</p> <p>d やむを得ない事情が生じた場合であっても一時的に職員の確保ができないことにより、一部の職員へ過度な業務負担とならないよう、当該事業所は職員の適正な労働時間管理を行い、体制の整備を図るよう努めること。</p> <p>ウ 市長は、著しい人員基準欠如が継続する場合には、職員の増員、利用定員の見直し、事業の休止などを指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取り消しを検討するものとする。</p>		留意事項 第2-3の2(26)⑤
47 高齢者虐待防止措置未実施減算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。</p> <p>※ 高齢者虐待防止未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、条例第59条の20（第40条の2準用）に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなります。</p> <p>具体的には、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとなります。</p>	いる・いない 該当なし	平18厚告126 別表2の2注4 留意事項 第2-3の2(2)

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
48 業務継続計画未策定減算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。</p> <p>※ 業務継続計画未策定減算については、条例第59条の20（第32条の2第1項準用）に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準を満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について所定単位数から減算することになります。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	<p>平18厚告126 別表2の2注5</p> <p>留意事項 第2-3の2(3)</p>
<p>49 定員超過利用・人員基準欠如</p> <p>(1)定員超過</p>	<p>利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が次のア又はイに該当する場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定していますか。</p> <p>(1)定員超過 ア 月平均の利用者の数が、運営規程に定められている利用定員を超える場合</p> <p>(2)人員欠如 イ 看護職員又は介護職員の員数が、人員基準に定める員数に満たない場合</p> <p>〔定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定について〕</p> <p>※ 利用者の数は、1月間(暦月)の利用者の数の平均を用います。1月間の利用者の数の平均は、当該月におけるサービス提供日ごとの同時にサービスの提供を受けた者の最大数の合計を、当該月のサービス提供日数で除して得た数とします。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り上げるものとします。</p> <p>※ 利用者の数が、通所介護費等の算定方法に規定する定員超過利用の基準に該当することとなった事業所については、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者の全員について、所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減額され、定員超過利用が解消されるに至った月の翌月から通常の所定単位数が算定されます。</p> <p>※ 定員超過利用が行われている場合は、その解消を行うよう努めてください。 定員超過利用が2月以上継続する場合には、特別な事情がある場合をのぞき、指定の取消しを検討する場合があります。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	<p>平18厚告126 別表2の2注2</p> <p>厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平12厚告27 五の2）</p> <p>留意事項 第2-3の2-(24)②</p> <p>留意事項 第2-3の2-(24)③</p> <p>留意事項 第2-3の2-(24)④</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
(2)人員欠如	<p>※ 災害、虐待の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。）の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらず、その翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行います。また、この場合にあっては、やむを得ない理由により受け入れた利用者については、その利用者を明確に区分した上で、平均利用延人員数に含まないこととします。</p>		留意事項 第2-3の2-(24)⑤
	<p>[人員基準欠如に該当する場合の所定単位数の算定について]</p> <p>※ ア 看護職員の数は、1月間の職員の数の平均を用います。この場合、1月間の職員の平均は、当該月のサービス提供日に配置された延べ人数を当該月のサービス提供日数で除して得た数とします。</p> <p>イ 介護職員の数は、利用者数及び提供時間数から算出する勤務延時間数を用います。この場合、1月間の勤務延時間数は、配置された職員の1月の勤務延時間数を、当該月において本来確保すべき勤務延時間数で除して得た数とします。</p> <p>ウ 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算します。</p>		留意事項 第2-3の2-(25)②
	<p>(看護職員の算定式) サービス提供日に配置された延べ人数÷サービス提供日数<0.9</p> <p>(介護職員の算定式) 当該月に配置された職員の勤務延時間数÷当該月に配置すべき職員の勤務延時間数<0.9</p> <p>エ 1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算されます。(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除きます。)</p> <p>(看護職員の算定式) $0.9 \leq \text{サービス提供日に配置された延べ人数} \div \text{サービス提供日数} < 1.0$</p> <p>(介護職員の算定式) $0.9 \leq \text{当該月に配置された職員の勤務延時間数} \div \text{当該月に配置すべき職員の勤務延時間数} < 1.0$</p>		
	<p>※ 著しい人員基準欠如が継続する場合には、職員の増員、利用定員の見直し、事業の休止等を検討して下さい。 著しい人員基準欠如が継続の解消が見られない場合、特別な事情がある場合をのぞき、指定の取消しを検討する場合があります。</p>		留意事項 第2-3の2-(25)③

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
50 入浴介助を行わない場合の減算・サービス提供が過少である場合の減算	<p>入浴介助を行っていない場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定していますか。</p> <p>また、事業所が提供する療養通所介護の算定月における提供回数について、利用者1人当たり平均回数が、月5回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定していますか。</p> <p>※ 事業所内の入浴設備がない場合等事業所の都合によって入浴介助を実施しない場合は減算の対象となる。</p> <p>また、療養通所介護計画に入浴介助の提供が位置づけられている場合に、利用者側の事情により療養通所介護の算定する月に入浴介助を1度も実施しなかった場合も減算対象となる。</p> <p>ただし、利用者の心身の状況や希望により、清拭又は部分浴を実施した場合はこの限りではない。</p> <p>※ ア 「利用者1人当たりの平均回数」は、歴月ごとにサービス提供回数の合計数を、利用者数で除することによって算定するものとする。</p> <p>イ 利用者が月の途中で、利用を開始する、終了する又は入院する場合にあっては、当該利用者を「利用者1人当たり平均回数」の算定に含めないこととする。</p> <p>ウ 市長は、サービス提供回数が過少である状態が継続する場合には事業所に対して適切なサービスの提供を指導するものとする。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	<p>平18厚告126 別表2の2注6</p> <p>留意事項 第2-3の2(26)⑥</p> <p>留意事項 第2-3の2(26)⑦</p>
51 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	<p>厚生労働大臣が定める地域（中山間地域等）に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、看護小規模多機能型居宅介護を行った場合、所定の単位数の5/100に相当する額を算定していますか。</p> <p>※ 加算を算定する利用者については、条例に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととします。</p> <p>※ 中山間地域等居住者加算対象地域 厚生労働大臣が定める中山間地域等居住者(春日部市宝珠花)等です。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	<p>平18厚告126 別表2-2 注12</p> <p>留意事項 第2-3の2(7) (第2-2(7)参照)</p> <p>厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平21厚告83)二</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
52 口腔・栄養スクリーニング加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合する地域密着型通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として次に掲げる区分に応じ、1回につき所定単位数を加算していますか。ただし、いずれかの加算を算定している場合においては、その他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定できません。</p> <p>※〔厚生労働大臣が定める基準〕</p> <p>口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）</p> <p>次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>次の掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ア 療養通所介護費を算定していること。</p> <p>イ 次のいずれにも該当すること。</p> <p>(i) 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報(当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあつては、その改善に必要な情報を含む。)を、当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。</p> <p>(ii) 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。</p> <p>ウ 定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。</p> <p>※ 口腔・栄養スクリーニング加算の算定に係る口腔の健康状態のスクリーニング(以下「口腔スクリーニング」という。)及び栄養状態のスクリーニング(以下「栄養スクリーニング」という。)は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。なお、介護職員等は、利用者全員の口腔の健康状態及び栄養状態を継続的に把握すること。</p> <p>※ 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングは、利用者に対して、原則として一体的に実施すること。ただし、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)は、口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの一方のみを行い、算定することができます。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	<p>平18厚告126 別表2-2 注22</p> <p>平27厚告95 51-7</p> <p>留意事項 第2-3の2(19)①</p> <p>留意事項 第2-3の2(19)②</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
52 口腔・栄養スクリーニング加算	<p>※ 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行うに当たっては、利用者について、それぞれ次に掲げる確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供すること。なお、口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングの実施に当たっては、通知「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」を参照してください。</p> <p>ア 口腔スクリーニング a 硬いものを避け、柔らかいものを中心に食べる者 b 入れ歯を使っている者 c むせやすい者</p> <p>イ 栄養スクリーニング a BMIが18.5未満である者 b 1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストのNo.11の項目が「1」に該当する者 c 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者 d 食事摂取量が不良（75%以下）である者</p> <p>※ 口腔・栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議で決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングを継続的に実施すること。</p> <p>※ 口腔・栄養スクリーニング加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの結果、栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービス又は口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供が必要と判断された場合は、口腔・栄養スクリーニング加算の算定月でも栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定できます。</p>		<p>留意事項 第2-3の2(19)③</p> <p>留意事項 第2-3の2(19)④</p> <p>留意事項 第2-3の2(19)⑤</p>
53 重度者ケア体制加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た療養通所介護事業所が、重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、療養通所介護を行った場合は、重度者ケア体制加算として、所定単位数を加算していますか。</p> <p>※ 重度者ケア体制加算は、暦月ごとに、看護職員の員数に加え、看護職員を常勤換算方法で3以上確保する必要があります。このため、常勤換算方法による職員数の算定方法は、暦月ごとの看護職員の勤務時間数を、当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することによって算定し、暦月において常勤換算方法で3以上確保していれば加算の要件を満たすこととします。なお、常勤換算方法を計算する際の勤務延時間数については、サービス提供時間前後の延長加算を算定する際に配置する看護職員の勤務時間数は含めないこととし、常勤換算方法による員数については、小数点第2位以下を切り捨てるものとします。</p> <p>※ 指定研修機関において行われる研修等を修了した看護師を、1以上確保していれば加算の要件を満たすこととします。</p> <p>※ 療養通所介護事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受けている場合であっても、事業が一体的に実施されず、実態として両事業が分離されて実施されている場合には、加算の要件を満たさないものとします。</p> <p>※ 重度者ケア体制加算については、事業所を利用する利用者全員に算定することができます。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	<p>平18厚告126 別表2-2 注25</p> <p>留意事項 第2-3の2(26)⑧</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
54 算定不可	<p>利用者が一の療養通所介護事業所において、療養通所介護を受けている間は、当該療養通所介護事業所以外の療養通所介護事業所が療養通所介護を行った場合に、療養通所介護費は、算定していません。</p>	<p>いない・いる 該当なし</p>	<p>平18厚告126 別表2-2 注27</p>
55 サービス提供体制強化加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た療養通所介護事業所が利用者に対し療養通所介護を行った場合は、次の区分に従い療養通所介護費については1月につき、短期療養通所介護費については1日につき、所定単位数を加算していますか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次のその他の加算は算定できません。</p> <p>(1)療養通所介護費を算定している場合 i サービス提供体制強化加算(Ⅲ)イ 48単位 ii サービス提供体制強化加算(Ⅲ)ロ 24単位</p> <p>(2)短期利用療養通所介護費を算定している場合 i サービス提供体制強化加算(Ⅲ)イ 12単位 ii サービス提供体制強化加算(Ⅲ)ロ 6単位</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準</p> <p>(1) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ア 療養通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。</p> <p>イ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>(2) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)ロ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ア 療養通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。</p> <p>イ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>※ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く)の平均を用います。 前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに加算等が算定されなくなる場合の届出を提出しなければなりません。 したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月以降、届出が可能となるものです。 介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者としてします。</p> <p>※ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものです。</p> <p>※ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができることとします。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	<p>平18厚告126 別表2-2二注</p> <p>平27厚告95 51-9</p> <p>留意事項 第2-3の2(27)① (2(20)④～⑦参照)</p> <p>留意事項 第2-3の2(27)① (2(20)⑥参照)</p> <p>留意事項 第2-3の2(27)① (2(20)⑦参照)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
	<p>※ 療養通所介護を利用者に直接提供する職員とは、看護職員又は介護職員として勤務を行う職員です。</p>		留意事項 第2-3の2(27)②
56 介護職員等 処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数を加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、その他の加算は算定できません。</p> <p>介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 基本サービス費に各種加減算を加えた総単位数に所定の割合を乗じた単位数</p> <p>介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 基本サービス費に各種加減算を加えた総単位数に所定の割合を乗じた単位数</p> <p>介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 基本サービス費に各種加減算を加えた総単位数に所定の割合を乗じた単位数</p> <p>介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 基本サービス費に各種加減算を加えた総単位数に所定の割合を乗じた単位数</p> <p>介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 基本サービス費に各種加減算を加えた総単位数に所定の割合を乗じた単位数</p> <p>介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 基本サービス費に各種加減算を加えた総単位数に所定の割合を乗じた単位数</p> <p>[厚生労働大臣が定める基準] 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>ア 当該事業所が仮に介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。</p> <p>イ 当該事業所において、経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p> <p>② 当該事業所において①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市長に届け出ていること。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p> <p>□</p> <p>□</p> <p>□</p> <p>□</p> <p>□</p> <p>□</p>	<p>平18厚告126 別表1 ホ注</p> <p>平27厚告95 51の 10(48参照)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
56 介護職員等 処遇改善加算	<p>③ 当該加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出ること。</p> <p>④ 当該事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。</p> <p>⑤ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>⑥ 当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p> <p>⑦ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む)を定めていること。 イ アの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 ウ 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 エ ウについて、全ての介護職員に周知に周知していること。 オ 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 カ オについて書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>⑧ ②の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く)及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。</p> <p>⑨ ⑧の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>⑩ 地域密着型通所介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)(療養通所介護にあってはサービス提供体制強化加算(Ⅲ)イ又は(Ⅲ)ロ)のいずれかを届け出ていること。</p>		

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
56 介護職員等処遇改善加算	<p>介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ</p> <p>① (Ⅰ)イの①から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>② 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ア ケアプランデータ連携システムを利用していること。 イ 社会福祉連携推進法人に所属していること。</p> <p>介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ</p> <p>(Ⅰ)イの①から⑨までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <hr/> <p>介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ</p> <p>① (Ⅰ)イの①から⑨までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>② (Ⅰ)ロの②に掲げる基準に適合すること。</p> <hr/> <p>介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)</p> <p>(Ⅰ)イ①ア及び②から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <hr/> <p>介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)</p> <p>(Ⅰ)イ①ア、②から⑥まで、⑦アからエまで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <hr/> <p>※ 介護職員等処遇改善加算の内容については、「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。</p>		留意事項 2-2-(21)

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
第7 その他			
57 介護サービス情報の公表	<p>県が委託する業者へ基本情報と運営情報を報告するとともに見直しを行っていますか。</p> <p>※ 原則として、前年度に介護サービスの対価として支払を受けた金額が100万円を超えるサービスが対象。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>法第115条の35第1項</p> <p>施行規則第140条の44</p>
58 法令遵守等の業務管理体制の整備	<p>① 業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。</p> <p>届出年月日 [年 月 日]</p> <p>法令遵守責任者 [職名]</p> <p>[氏名]</p> <p>※ 事業者が整備等する業務管理体制の内容</p> <p>◎事業所の数が20未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備事項：法令遵守責任者 ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等 <p>◎事業所の数が20以上100未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備事項：法令遵守責任者、法令遵守規程 ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要 <p>◎事業所の数が100以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備事項：法令遵守責任者、法令遵守規程、業務執行監査の定期的実施 ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要、業務執行監査の方法の概要 <p>(届出先)</p> <p>ア 指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者・・・厚生労働大臣</p> <p>イ 指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局に所在する事業者・・・主たる事業所の所在地の都道府県知事</p> <p>ウ 地域密着型(介護予防)サービス事業のみを行う事業者であって、すべての事業所が春日部市に所在する事業者・・・春日部市長</p> <p>エ ア～ウ以外の事業者・・・埼玉県知事</p> <p>※ 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者は、「地方厚生局の管轄区域」を参照し、事業所等がいくつの地方厚生局管轄区域に所在しているか確認してください。</p>	<p>いる・いない</p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>法第115条の32第1項、2項</p> <p>施行規則第140条の39、40</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検	根拠法令
58 法令遵守等の業務管理体制の整備	② 業務管理体制(法令等遵守)についての考え(方針)を定め、職員に周知していますか。	いる・いない	
	③ 業務管理体制(法令等遵守)について、具体的な取組を行っていますか。	いる・いない	
	※ 行っている具体的な取組(例)のアからカを○で囲むとともに、カについては、その内容を御記入ください。 ア 介護報酬の請求等のチェックを実施 イ 法令違反行為の疑いのある内部通報、事故があった場合、速やかに調査を行い、必要な措置を取っている ウ 利用者からの相談・苦情等に法令等違反行為に関する情報が含まれているものについて、内容を調査し、関係する部門と情報共有を図っている エ 業務管理体制(法令等遵守)についての研修を実施している オ 法令遵守規程を整備している カ その他()		
	④ 業務管理体制(法令等遵守)の取組について、評価・改善活動を行っていますか。	いる・いない	